

「独占禁止法研究会報告書」に示された事項に係る意見募集に対する意見

2017年6月30日

一般社団法人 新経済連盟

【基本的考え方】

- 本報告書で示されている新たな課徴金制度は、現行課徴金制度の趣旨・性格を変えるものではないとされているが、全体的に課徴金額の水準を引き上げるものであり、加えて、課徴金の算定期間の上限を撤廃すること等により、その上限額はこれまでに比べて大幅に高くなるものと考えられる。
- したがって、報告書の中でも指摘されているように、新たな課徴金制度は、行政の恣意が実態要件と手続により排除されること等の原則を十分に満たす必要がある。
- 新たな課徴金制度では、可能な限り法令等の規定により要件等の明確化を図り、公正取引委員会の裁量を限定する方針であると理解するが、それでも現行制度に比べれば大幅に行政の裁量権を拡大するものであり、裁量権の濫用のおそれ、事業者への予見可能性減少のおそれの観点から、大きな問題を内包し得るものである。

【具体的内容・考え方の明確化を図る等すべき点について】

- 新たな課徴金制度の具体的内容に関し、特に以下の点について内容・考え方の明確化を図る等すべきである。
 - ✓ 基礎売上額がない場合には、違反行為により得られる又は期待される経済的利得が一般的・抽象的に想定できる類型について、課徴金の算定基礎とする金額を類型別に法定するとしている。また、法定した類型に該当しない行為について、法定した類型に準ずる類型・基礎利得額を一般的に定めた規定等を法定するとしている。しかしながら、ここでいう「経

済的利得」の範囲やその考え方が明確にされていないことから、これらの点を整理・明確化すべきである（なお、これらの点については必要な運用基準を策定・公表するとの理解であるが、運用基準の策定以前に、一定の考え方等を法定の規定で明確化すべきと考えられる）。

- ✓ 一定の場合に企業グループ単位で繰り返し違反の割増算定率を適用する規定を導入することを検討するとしているが、「一定の場合」の具体的な内容や「企業グループ単位」の範囲確定の考え方が明確化されていないことから、これらの点について明確化すべきである。
- ✓ 私的独占や不公正な取引方法に係る課徴金の減算制度については、確約制度の導入後の運用状況を踏まえ、見直しの必要性を検討することとされているが、私的独占等についても調査協カインセンティブを高めるためには、積極的に減算制度の導入を検討すべきである。

【違反被疑事業者に対する適正手続の確保について】

- 本報告書においては、「必要性を超える手続保障によって法執行の実効性が損なわれることとなれば、最終的には一般消費者の利益を損なう」と指摘している。しかしながら、他方で、新たな課徴金制度で行政の裁量範囲が拡大し、全体的に課徴金額が引き上げられることを考慮すると、調査・処分の相手方の権利利益を不当に侵害することがないように、十分な手続的保護がなされるべきである。
- 具体的には、新たな課徴金減免制度の利用に係る弁護士とその依頼者（事業者）との間のコミュニケーションに限定して、弁護士・依頼者間秘匿特権に配慮することとしているが、課徴金減免制度の利用に関するもの以外についても、弁護士・依頼者間秘匿特権が認められなければ独占禁止法のコンプライアンスに関する事業者から弁護士に対する相談を委縮させるおそれがあること、新たな課徴金制度で行政の裁量範囲が拡大し、全体的に課徴金額が引き上げられることからすると、当該限定は付さないこととすべきである。
- また、供述聴取における録音・録画、供述聴取における弁護士立会いを認め

ることも必要である。

以上